

保育所や幼稚園等における虐待対応マニュアル（鳥取県）

令和7年10月1日
鳥取県子育て王国課

はじめに

相次ぐ保育所等における虐待等の不適切な事案により、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所や幼稚園等へ通うことができる環境を整備するため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所や幼稚園等の職員による虐待の通報義務等の仕組みが創設された。

本マニュアルは、保育所や幼稚園等における虐待と疑われる事案への対応に関して、関係者が行うべき役割・内容等について一人一人が共通理解を図り、事案発生時の対応を適切に行うため、こども家庭庁及び文部科学省が令和7年8月に改訂した「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考に県内の役割分担や対応等を定めるものである。個別具体の事案に対応する際には、本マニュアルと併せてガイドラインの内容も参照すること。

1 本マニュアルの対象となる行為、施設や事業（ガイドラインp4～6 参照）

（1）虐待行為の類型

行為類型	具体例
身体的虐待	首を絞める、殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、熱湯をかける、逆さ吊りにする、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に締め出す等
性的虐待	下着のままで放置する、必要のない場面で裸や下着の状態にする、こどもの性器を触る又はこどもに性器を触らせる性的行為、本人の前でわいせつな言葉を発する等
ネグレクト	こどもの健康・安全への配慮を怠っている、おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする、適切な食事を与えない等
心理的虐待	ことばや態度による脅かし、脅迫を行う、他のこどもとは著しく差別的な扱いをする、こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする等

（参考）不適切な保育について

ガイドラインでは、仮に一つ一つの行為自体が虐待には該当しないものであったとしても、そうした行為の改善が図られず繰り返されること等によって一連の行為が虐待であると評価されうる場合があることを踏まえ、これまで「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり」といった概念を用いていたことを改め、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理している。



(2) 対象となる施設・事業

- ①保育所
- ②認定こども園
- ③一時預かり事業
- ④病児保育事業
- ⑤認可外保育施設（届出保育施設）
- ⑥児童館
- ⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑧地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ⑨乳幼児等通園支援事業
- ⑩幼稚園
- ⑪子育て短期支援事業
- ⑫児童育成支援拠点事業
- ⑬特別支援学校幼稚部

※上記以外の施設・事業であって児童福祉法に基づき虐待通報が義務となっているものに係る役割分担や対応等については、別途定める。

2 虐待と疑われる事案への対応

(1) 虐待通報窓口（ガイドラインp 9～10、p 12～13、p 19～26 参照）

被措置児童等虐待（児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）と疑われる事案を保育所や幼稚園等で発見した者は、県、市町村又は県教育委員会等の虐待通報窓口へ通告する。それぞれの施設・事業に対応する虐待通報窓口以外の部署が通告を受けた場合、事案の概要を聴取した上で、適切な虐待通報窓口へ速やかに繋ぐこと。

虐待と疑われる事案の通告を受けた虐待通報窓口の職員は、別添「虐待通報等受理票（例）」の項目に関する情報（施設名、こどもの性別、年齢、虐待と疑われる事案の具体的な状況、こどもの心身の状況、虐待者とこどもの関係等）を聞き取る。なお、施設職員等は、通告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを受けないこととされている（児童福祉法第 33 条の 12 第 6 項）ことに十分留意すること。

【各施設・事業の虐待通報窓口】

施設・事業	虐待通報窓口
保育所	鳥取県 東部地域：鳥取県子ども家庭部子育て王国課 電話 0857-26-7868 中部地域：鳥取県中部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 電話 0858-23-3126 西部地域：鳥取県西部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 電話 0859-31-9308 鳥取市（鳥取市内の施設・事業） 鳥取市健康子ども部子ども家庭局幼児保育課（認可外保育施設以外） 電話 0857-30-8236 鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室（認可外保育施設） 電話 0857-30-8204
認定こども園	
一時預かり事業	
病児保育事業	
認可外保育施設（届出保育施設）	
児童館	鳥取県 東部地域：鳥取県子ども家庭部子育て王国課 電話 0857-26-7868 中部地域：鳥取県中部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 電話 0858-23-3126

	西部地域：鳥取県西部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 電話 0859-31-9308
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市町村 ※事業を実施している市町村の担当部署へ
地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）	
乳幼児等通園支援事業	
幼稚園（公立）	鳥取県又は鳥取市 鳥取県子ども家庭部子育て王国課 電話 0857-26-7868 鳥取市健康こども部こども家庭局幼児保育課 電話 0857-30-8236
幼稚園（私立）	鳥取県子ども家庭部子育て王国課 電話 0857-26-7868
子育て短期支援事業	市町村 ※事業を実施している市町村の担当部署へ
児童育成支援拠点事業	
特別支援学校幼稚部	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 電話 0857-26-7598

（２）事実確認（ガイドラインp26～p31 参照）

虐待通報窓口の職員は、寄せられた通報の内容について受付記録にまとめ、部署内で情報共有を行うとともに、関係機関とも連携しつつ、当該保育所等に関する必要な情報及びその収集情報について整理し、被措置児童等虐待の防止又はこどもの保護のために必要があると認めるときは、速やかに、所管行政庁（児童福祉法第33条の10第2項に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）が行うこととされている児童福祉法第33条の14第2項の規定に基づく事実確認（職員・保護者への聞き取り、立入調査など）を行うこと。この際、所管行政庁として対応に当たる職員は、子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している市町村の担当部署の職員等とよく連携して対応に当たるとともに、初動対応については以下に留意すること。

①初動対応の決定

所管行政庁として対応に当たる部署は、通告等を受け付けたのち、直ちに緊急対応が必要な事案であるかどうかを組織として判断し、関係機関との協議などを踏まえ、事実確認の方法や職員の役割分担を決定する。決定内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受けて保存する。

〔関係機関との調整（例）〕

- ・県及び市町村並びに県教育委員会（各教育局を含む。）及び市町村教育委員会などとの協議
- ・（必要に応じて）児童相談所への相談、助言を求める
- ・県警察本部への情報提供（園児の身に危険の恐れが高い場合、判断に迷う場合）

※一元的な対応を要することから、最寄りの警察署ではなく、県警察本部（少年・人身安全対策課）へ連絡する。

※公務員がその職務を行うことにより犯罪（例：傷害罪、暴行罪、不同意わいせつ罪など）があると思料するときは告発する義務がある（刑事訴訟法第239条）。

②緊急性が高いと判断した場合

虐待等と疑われる事案の通知を受けた時点で子どもの生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、速やかに施設や事業所を訪問し、虐待等と疑われる事案を受けたとされる子どもの安全を目視により確認する。また、必要に応じて警察への通報を検討する。

③緊急性が低いと判断した場合

事実確認の方法や役割分担などを関係機関との間で決定し、遅滞なく計画的に事実確認と指導・助言を行う。

（３）虐待の有無の判断、対応方針の決定（ガイドラインp32～41 参照）

事実確認の結果、虐待に該当するか否かを判断する際には以下に留意すること。

- ・まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるか否かを検討する。
- ・行為のみをもって判断できない場合には、その行為の強度や頻度を勘案し、虐待と判断できるか否かを検討する。
- ・行為の強度や頻度をもってしても判断できない場合には、行為以外の要素（保育士・保育教諭等の意図と、こどもの状況・こどもへの影響など）も勘案して、虐待の該当要否を判断する。
- ・その後、行為を行った保育士・保育教諭等への対応、保育所や幼稚園等に対する処分等を検討する。

⇒虐待に該当すると判断した場合は（４）に従って対応する。

⇒虐待に該当しないと判断した場合は、

- ・引き続き注視が必要な施設・事業者として当該施設・事業者の状況等を関係機関に情報共有する
- ・巡回支援などの機会を増やし、必要な相談、支援等を行う
- ・指導監査等の場面で特にフォローする

などの対応を行うこと。

（４）虐待と判断した場合の対応（ガイドラインp41～45 参照）

所管行政庁は、所管する法令等に基づき施設や事業所に対して適切な指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずる（児童福祉法第33条の14第3項）。その際、以下に留意して実施していく。

① 施設や事業所への対応

施設や事業所に立ち入り、設置者や施設長などに対して質問をし、帳簿書類などを検査して、必要な措置（指導、勧告、命令等）を行う（児童福祉法第46条等）。施設全体として、虐待が起こりにくい組織となるよう、虐待が行われた原因、施設や事業所が抱える課題を丁寧に把握した上で、当該保育所等に対して、書面指導や改善勧告等による改善の指示を適切に行うとともに、改善状況のフォローアップを実施する。

② 虐待を受けた子ども・保護者への対応

施設や事業所と連携の上、以下の支援を必要に応じて行う。

- ・虐待を受けた子どもの心情等の聴取と事実の説明
- ・虐待を受けた子どもや他の子どもの心的外傷の状況の把握とその対応
- ・虐待を受けた子ども等に専門機関等による支援が必要な場合には支援を受けられるよう調整
- ・保護者に対する事案及び施設としての対応方針の説明並びに必要な応じた他園への受入調整
- ・子ども間の性的暴力等の事案への対応

※子ども間の性的暴力等の事案を職員が放置することは、職員によるネグレクトに該当すると考えられる。

なお、事案の公表については、行政の透明性の確保という観点から、公表することを基本しつつ、各事案の性質や重大性等に応じ適切に判断する。その際、公表は施設等への制裁を目的とするものではなく、被措置児童等虐待の防止に向けた各自治体の取組の徹底・強化を目的とするものであり、虐待等を受けた子どもや他の子どもへの影響に十分配慮する形での公表とすべきことに留意するほか、以下についても留意すること。

① 報道機関への対応

報道機関などの外部への対応については、情報が混乱しないように、県及び市町村、県教育委員会、施設や事業所で調整の上、窓口を一本化するように調整する。断片的な情報を発信して誤解を与えることがないように、施設や事業所に対して助言するとともに、県及び市町村、県教育委員会など自らも留意する。

② 議会への報告

議会における常任委員会等の場において事案を公表することを原則とする。この際、虐待を受けた子ども

もや保護者の意向に十分配慮し、個人情報の公表については慎重に検討すること。議会報告の際は、県警察本部（少年・人身安全対策課）とも情報共有を図ること。

（５）児童福祉審議会への報告（ガイドラインp45～46 参照）

所管行政庁は、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合は、以下の事項について児童福祉審議会等へ報告する。なお、児童福祉審議会を設置しない市町村などにあつては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉の関する事業に従事する者及び学識経験者である者で措置の内容等に関して公平な判断を有することができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告すること。児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するのか等）については、所管行政庁において判断する。

これらの報告については、数か月から半年に１回程度と定期的に開催する児童福祉審議会の場で行うほか、重大な事案の場合や審議会の委員などが求めたときには、緊急の審議会を開催し、報告する。

【児童福祉審議会等への報告事項】

報告事項
・ 通報等がなされた保育所や幼稚園等の情報（施設や事業所の名称、所在地、施設や事業所の種別等） ・ 虐待を受けた（又は受けたと思われる）子どもの状況（性別、年齢、その他心身の状況等） ・ 確認できた虐待等の状況（虐待の種別、内容、発生要因等） ・ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ・ 法令等に基づき指導、勧告、命令等を行う県及び市町村、県教育委員会などが行った対応の内容 ・ 虐待等があった保育所や幼稚園等において改善措置が行われている場合にはその内容

（６）虐待の状況の定期的な公表（ガイドラインp47 参照）

市町村及び県教育委員会は、毎年度、法令等により所管する施設や事業所に係る虐待等の状況を県へ報告するとともに、県子育て王国課は、毎年度、市町村や県教育委員会から報告を受けた内容と、法令等により県自らが所管する施設や事業所に係る虐待の状況等を取りまとめて、県のホームページにおいて公表する。公表の対象となる虐待は、所管行政庁が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とする。

なお、公立の幼稚園については、文部科学省へ報告する。

【市町村、県教育委員会が県へ報告する事項】

報告事項
○被措置児童等虐待の状況 ・ 虐待を受けた子どもの状況（性別、年齢、心身の状態等） ・ 虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待） ○虐待等に対して講じた措置（報告聴取等、指導内容・改善勧告・改善命令、事業停止命令等） ○その他の事項 ・ 施設や事業所の種別 ・ 虐待を行った職員の職種

３ 虐待と疑われる事案の再発防止のための取組

所管行政庁は、虐待と疑われる事案が発生した場合、改善状況の検証を行った上で、これまでの取組について改善すべき点を検討し、以下のとおり再発防止の取組を実施する。

（１）虐待と疑われる事案の検証結果と再発防止策の周知

虐待と疑われる事案の検証結果と再発防止策について、必要に応じて管内の施設や事業所に対し周知を行う。

(2) 検証結果を踏まえた指導監査等

虐待等と疑われる事案が発生した施設や事業所に対しては、必要に応じて事前通告なく指導監査等を行う。

また、適宜、施設訪問等により、改善指導を行うとともに、定期的な指導監査等を実施する際に、虐待等と疑われる事案の再発防止策がとられているか等を確認する。

【関連通知等】

- ・「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて(通知)」(令和7年8月29日 こども家庭庁、文部科学省)
- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(令和7年4月25日 こども家庭庁、文部科学省)
- ・「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和5年5月12日 こども家庭庁、文部科学省)
- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月7日 こども家庭庁)
- ・「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」(令和5年1月23日 事務連絡 厚生労働省)
- ・「幼稚園及び特別支援学校幼稚園における不適切な保育に関する対応について」(令和4年12月8日 事務連絡 文部科学省)
- ・「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日 事務連絡 厚生労働省、内閣府)
- ・「教育・保育施設等における虐待等の防止及び対応の徹底について(通知)」(令和6年3月11日 鳥取県子ども家庭部子育て王国課長)
- ・「放課後児童クラブにおける虐待等の防止及び対応の徹底について(通知)」(令和5年2月27日 鳥取県子育て・人財局子育て王国課長)
- ・「保育所等における虐待等の防止及び対応の徹底について(通知)」(令和4年12月20日 鳥取県子育て・人財局子育て王国課長)
- ・保育施設等における虐待通報【鳥取県子育て王国課ホームページ】
<https://www.pref.tottori.lg.jp/tuuhou/>
- ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」【厚生労働省ホームページ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739_00005.html
- ・「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」【全国保育士会ホームページ】
<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

本マニュアルに関する問合せ先

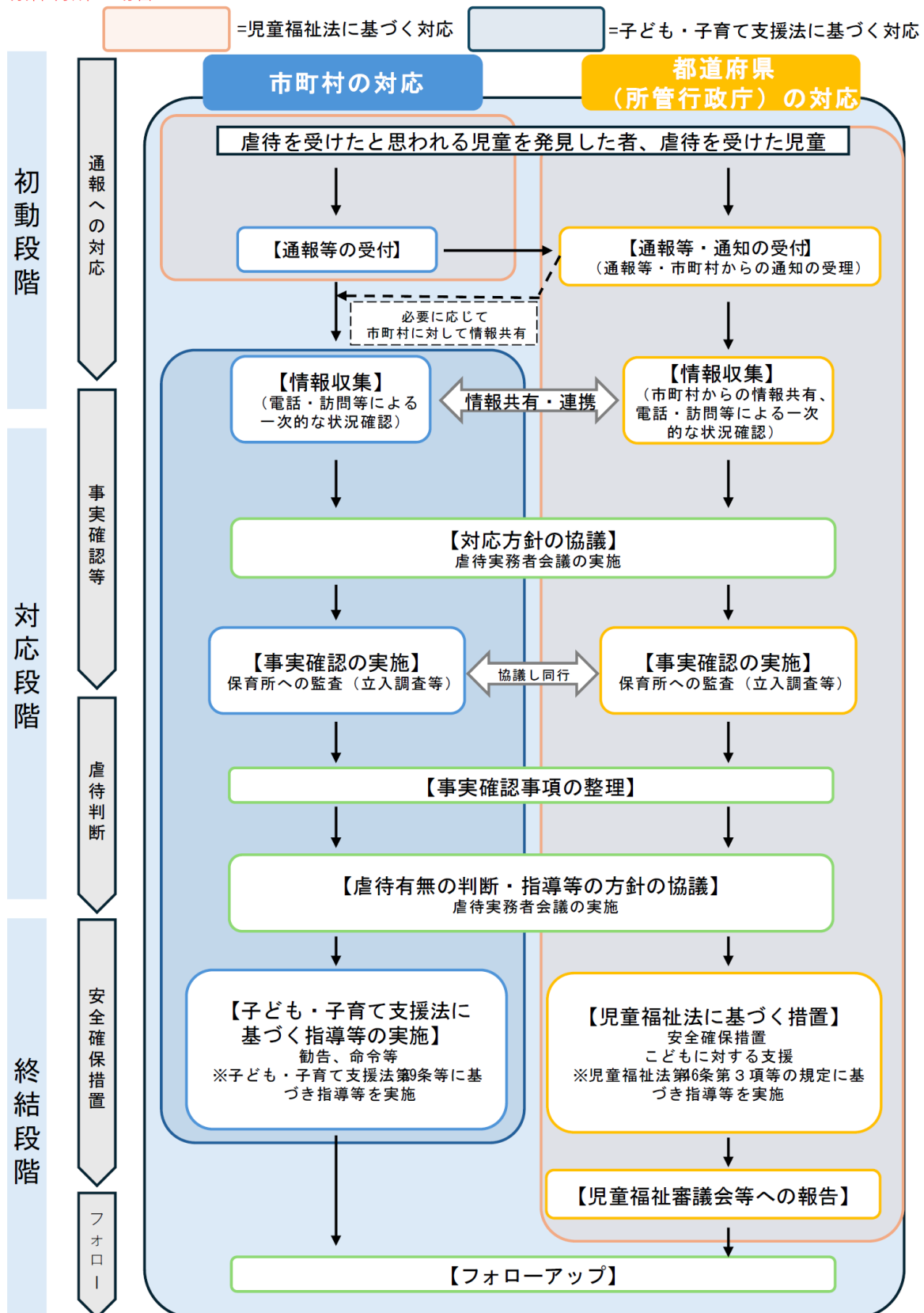
鳥取県子ども家庭部子育て王国課施設運営体制強化担当

電話 0857-26-7868

【虐待対応の全体像】

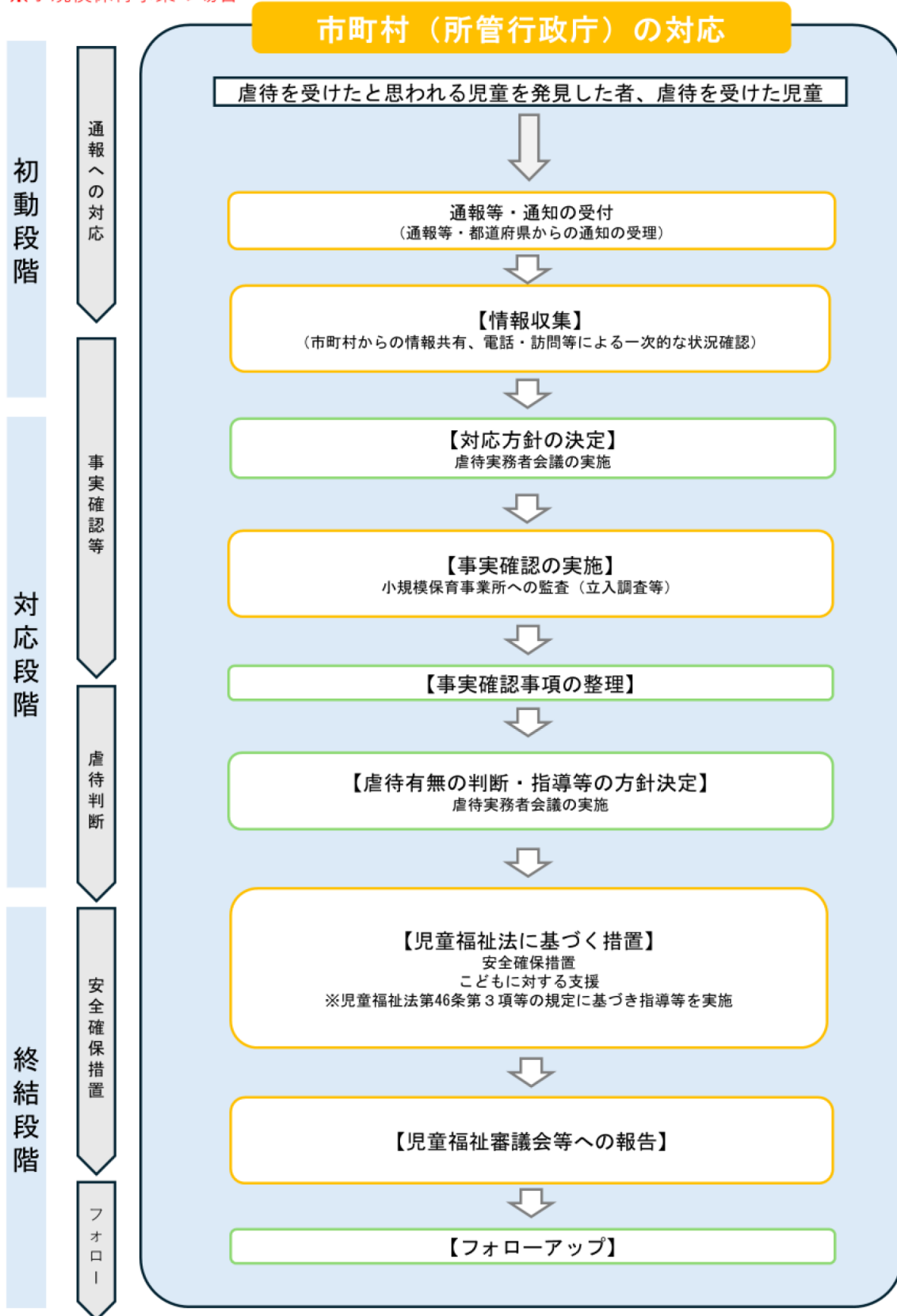
■虐待対応の全体像（例：保育所の場合）

※保育所の場合



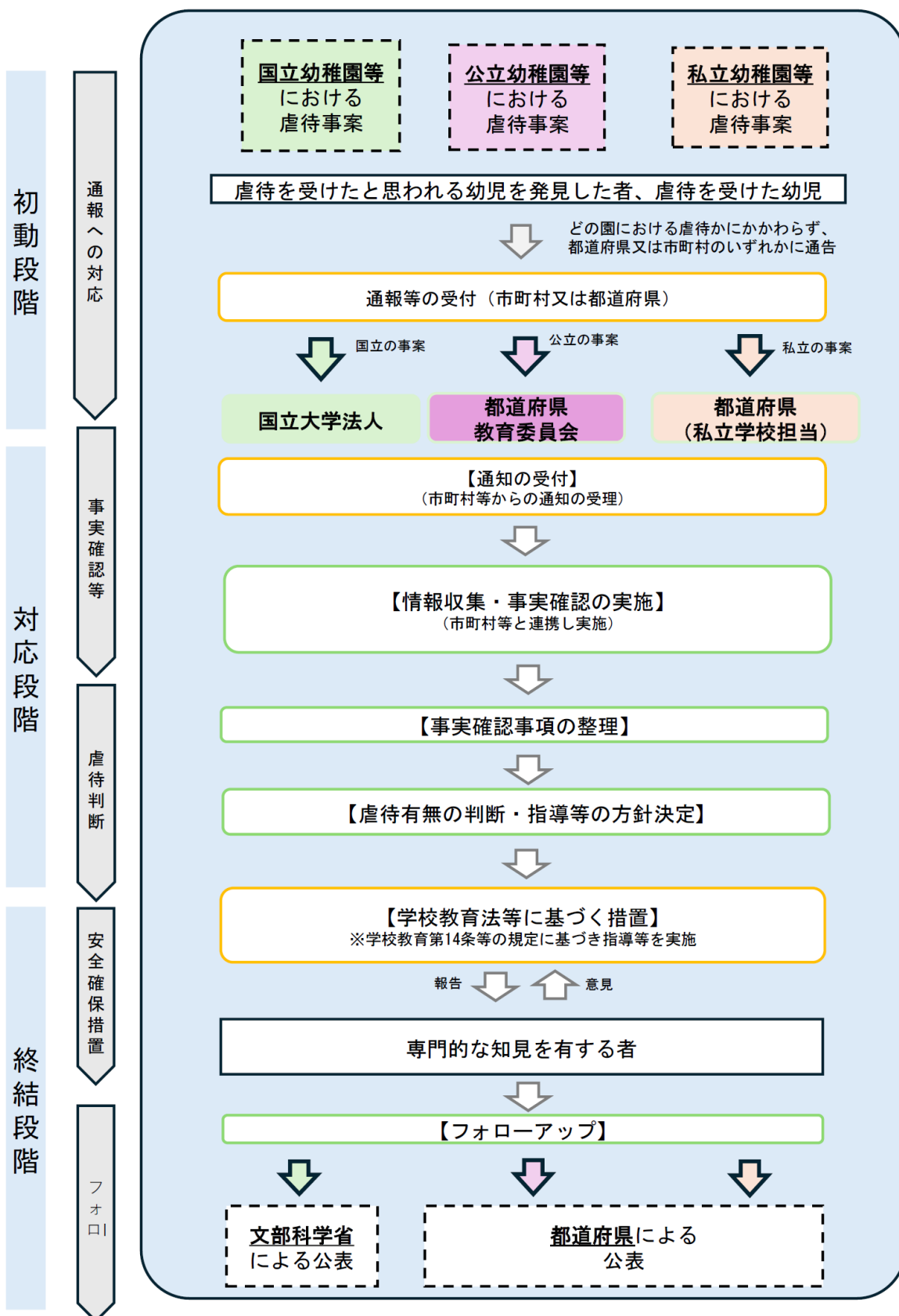
■虐待対応の全体像（例：小規模保育事業の場合）

※小規模保育事業の場合



■虐待対応の全体像（例：幼稚園の場合）

※幼稚園等の場合



※「公立幼稚園等」及び「私立幼稚園等」の虐待通報窓口はp 3のとおり。

虐待通報等受理票（例）

受付日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待
通告の内容及びこどもの状態 （虐待の内容、時期、こどもの心身の状態、保育所等の対応、特に注意を要する事項について）	

こどもについて

氏 名		男・女・ その他	年齢	歳	
保育所等の 名称					
保育所等の 住所					
保育所等の 代表者			担当者名・職名		

虐待者について

氏 名		男・女・ その他	年齢	歳	
こどもの関係				役職名	

通報者について

氏 名		男・女・ その他	こどもとの 関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先